

広島県告示第九百九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十九年九月二十五日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

本郷久井線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三原市高坂町真良一八〇七番一地从先から 三原市高坂町真良一八四六番一地从先まで	旧	三・〇〇〇～二 六・四〇	四九八・九〇	
三原市高坂町真良三三二番四地从先から 三原市高坂町許山五七五番一地从先まで	旧	九・二〇〇～九 二・八〇	七五一・七〇	
三原市高坂町真良三三二番四地从先から 三原市高坂町許山五七五番一地从先まで	新	一・〇〇〇～一 四五・〇〇	九二一・二〇	トリプルウェイ 一部ルート変更
三原市高坂町許山五九五番地先から 三原市高坂町許山五七五番一地从先まで	新	九・二〇〇～九 二・八〇	二二六・五〇	更 県道大草三原 線と一部重複
三原市高坂町真良三三二番四地从先から 三原市高坂町許山五七五番一地从先まで	新	三・〇〇〇～三 〇・〇〇	七五〇・〇〇	